

最高裁秘書第1575号

令和8年5月12日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年4月30日に答申（令和8年度（情）答申第3号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（情）諮問第67号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年10月22日（令和7年度（情）諮問第67号）

答申日：令和8年4月30日（令和8年度（情）答申第3号）

件名：東京地方裁判所における東京地裁及び東京簡裁の調停委員の氏名等をまとめた名簿（最新版）の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京地裁及び東京簡裁の調停委員の氏名、性別、職業等をまとめた名簿（基準日が分かる部分を含む。）（最新版）」の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、「民事調停委員名簿（令和5年4月1日現在）」の抜粋部分（以下「本件対象文書」という。）に係る情報を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、本件対象文書のうち2ページ目以下の各ページの各行の左から5列目「職業等」欄の各枠内の上から一行目に記載された各部分（以下「本件是正部分」という。）を不開示とした部分を除き妥当であるが、本件是正部分は開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和7年7月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和3年度（情）答申第16号からすれば、本件対象文書の不開示部分のうち、調停委員の氏名及び職業は不開示情報に該当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、東京地方裁判所において不開示とした情報のうち、調停委員の氏名及び職業（以下「本件不開示部分」という。）は、令和3年度（情）答

申第16号からすれば、不開示情報に該当しない旨主張するが、本件不開示部分は以下のとおり不開示情報に相当する。

- 2 本件対象文書は、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所の調停委員の氏名及び職業等を記載した名簿であり、本件対象文書中の各欄に記載された情報は、各調停委員の記載ごとに一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに該当する事情も認められない。この点、本件不開示部分である氏名に関し、苦情申出人が指摘する令和3年度（情）答申第16号の当時においては、裁判所では、常勤、非常勤の区別なく職務遂行に係る情報に含まれる職員の氏名については、法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として原則として開示する取扱いとしていたものの、当該取扱いを見直した結果、調停委員名簿は、調停委員の氏名等を一覧化したものであって、登載されている各調停委員が担う職務遂行に関する活動についての情報は記載されておらず、調停委員名簿に記載されている調停委員の氏名は職務遂行に係る情報には該当しないと整理したものである。また、調停委員の職業について、取扱要綱第3の2に基づく部分開示の可否を検討したが、職業は特定の個人を識別することができるか、又はそれにつながるおそれのある情報であり、個人の権利利益が害されるおそれがあるため、不開示とすることが相当である。

なお、苦情申出人は、令和3年度（情）答申第16号によって開示された事実をもって本件不開示部分が開示されるべき旨を主張するが、不開示情報該当性は、開示請求がなされた時点の状況によって異なるものであるから、かつて開示されていた情報がその後も当然に開示されるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年10月22日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年3月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年4月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書の不開示部分には、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所の調停委員の氏名及び職業等が記載されている。これらの情報は、調停委員ごとに一体となる個人識別情報（法5条1号）であると認められる。

苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分のうち、調停委員の氏名及び職業（本件不開示部分）は不開示情報に当たらない旨主張することから、これらの部分について検討する。

2 氏名について

最高裁判所事務総長は、本件不開示部分のうち調停委員の氏名について、調停委員名簿に記載されている調停委員の氏名は職務遂行に係る情報には該当せず、法5条1号ただし書イに該当しない旨説明する。調停委員の氏名等については、一般に広く販売されている何らかの書籍や裁判所のウェブサイトにおいて公表されているとは認められず、以下に述べるとおり、その他の同号ただし書イに相当する事情があるとも認められない。また、同号ただし書ロ及びハに相当する事情も認められないから、同号により不開示とするのが相当である。

苦情申出人は、別件の答申（令和3年度（情）答申第16号）によれば調停委員の氏名は不開示情報に該当しない旨主張するところ、同答申においては、裁判所では、平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（以下「申合せ」という。）に準じ、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は原則として公にすることとし、調停委員についても、非常勤の裁判所職員であることから、その氏名について原則として開示しているとされている。しかしながら、不開示情報に相当する

か否かは、文書開示の申立てごとにその申立て時点における状況等に応じて判断すべきものである。申合せは、各行政機関に所属する職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名に関するものであるところ、職務遂行情報は、公務員がその分任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいうと解するのが相当である。本件対象文書である調停委員名簿に記載された情報は、具体的な職務の遂行と関連するものではないから、職務遂行情報に当たらないというべきである。そして、本件対象文書の不開示部分のうち法5条1号の個人識別情報に相当する部分について、別件で同種類情報の開示されたことがあるからといって、当該同種類情報及び本件不開示部分が今後反復継続的に開示されることが予定されているものであるとはいえず、直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはいえない。

3 職業について

最高裁判所事務総長は、本件不開示部分のうち調停委員の職業に関する情報について、取扱要綱第3の2に基づく部分開示の可否を検討したが、職業は特定の個人を識別することができるか、又はそれにつながるおそれのある情報であり、個人の権利利益が害されるおそれがあるため、不開示とすることが相当である旨説明する。

そこで、当該説明につき検討すると、本件不開示部分の中の職業に関する情報のうち、本件是正部分（本件対象文書のうち2ページ目以下の各ページの各行の左から5列目「職業等」欄の各枠内の上から一行目に記載された各部分）は、一般的な資格の名称や抽象的な表現としての職業の名称等が記載されている部分であるところ、各職業につき東京地方裁判所及び東京簡易裁判所の調停委員となる可能性のある者は多数に上ることを踏まえると、本件是正部分については、公にしても、本件是正部分のみでは特定の個人を識別することができず、また、既に開示されている他の情報と本件是正部分を照合することによっ

ても特定の個人を識別することができることとなるとは認められない。よって、取扱要綱第3の2に基づき本件是正部分を部分開示するのが相当である。

他方、本件不開示部分の中の職業に関する情報のうち本件是正部分以外の部分については、上記1のとおり法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情があるとは認められず、また、その具体的な記載内容を踏まえて検討すると、特定の個人を識別することができる可能性があり、公にした場合に個人の権利利益が侵害されるおそれがないとは認められないから、部分開示も相当ではなく、不開示とした原判断は妥当である。

- 4 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち本件是正部分を除いた部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるので妥当であるが、本件是正部分は開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕